

関原発 第207号
2022年 7月 1日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所 廃樹脂処理装置共用化関連設備設置工事に係る
高浜発電所第1号機使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年4月16日付け関原発第33号で申請（2021年12月7日付け関原発第489号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所 廃樹脂処理装置共用化関連設備設置工事に係る高浜発電所第1号機使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第1号機

使用前検査申請書番号

関原発第33号（2021年4月16日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第489号（2021年12月7日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

2021年12月7日付け関原発第489号の申請書記載事項

原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月16日
--	-------------

(下線は変更部分)

(変更後)

代表者の氏名 執行役社長 森 望

原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月16日 2021年12月 7日 <u>2022年 7月 1日</u>
--	--

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、代表者の氏名を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。